

# 《 事務所ニュース 2018年9月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252

URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com> E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 働き方改革関連法の詳細一覧（平成30年6月29日成立）

★ 働き方改革関連法の内容をまとめましたのでご参考にしてください。

項目	内容	施行
残業時間の上限規制 (罰則あり)  6か月以下の懲役または 30万円以下の罰金	残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし 臨時的な特別の事情がなければ超えるとはできません。 臨時的な特別の事情があつて労使合意する場合でも ①年720時間以内 ②2～6ヶ月で平均80時間以内(休日労働を含む) ③繁忙期の上限は月100時間未満 (休日労働を含む)	大企業 2019年4月～ 中小企業 2020年4月～
勤務間インターバル制度の 促進	1日の終業と翌日の始業の間に一定時間以上の休息時間 (インターバル)を確保する仕組み	2019年4月～
年5日の年次有給休暇の 取得の義務	10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、 会社側から年5日分の取得をさせる。	2019年4月～
月60時間超残業の割増率 引き上げ	残業時間が60時間を超えた場合に50%の割増賃金率に ついて、中小企業に適用している猶予措置を撤廃する。 (大企業は適用済み)	中小企業 2023年4月～
フレックスタイム制の拡充	労働時間の清算期間は現在1ヶ月ですが、労使協定を 締結する事で、最長で3ヶ月にすることができる。 (3ヶ月間で残業時間が調整可能になる。)	2019年4月～
高度プロフェッショナル制度 の導入	年収約1075万円以上の一部専門職を労働時間規制から 除外(導入には、一定の要件が必要) ⇒ 高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の 撤回について規定を創設	2019年4月～
産業医の機能強化	事業者から産業医への情報提供を充実、強化し、 産業医の活動と衛生委員会との関係を強化。 産業医等による健康相談を強化。 事業者による健康情報の適正な取扱いを推進。	2019年4月～
同一労働同一賃金の促進	非正規社員と正社員の不合理な待遇格差を是正するための 関係法を整備 (パートタイム労働法・労働契約法・労働者派遣法の改正)	大企業 2020年4月～ 中小企業 2021年4月～

### 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談 就業規則等の人事制度構築 年金相談(老齢・障害・遺族)